

令和 6 年度

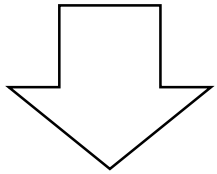
島根県中小企業制度融資

島根県商工労働部中小企業課 金融係

1. 背景と方針

背景

- 新型コロナウイルス感染症の5類移行により、経済状況は改善しつつある
- エネルギー価格・物価高騰等の影響により、県内の中小企業者の経営環境は厳しい状況が続いている



方針

- ニューマネーを含む借換制度を中心に、経営改善や早期の事業再生に向けた取組を支援するとともに、資金繰り不安の払拭と返済負担の軽減を図る
- 起業・創業にチャレンジする取組を支援

2. 融資枠（令和6年度）

総額 500 億円（令和5年度と同額）

エネルギー価格・物価高騰対応として、
ニューマネーを含む借換資金の融資枠を 200 億円確保

＜収益力改善伴走支援型特別資金＞融資枠 140 億円

- ・エネルギー価格・物価高騰等の影響を踏まえ、売上や利益率の減少を要件
- ・借入時の保証料率を優遇（セーフティーネット保証4号・5号認定：年0.2% など）
- ・R2コロナ資金（ゼロゼロ融資）等の保証付既往借入金の借換可

＜経営改善長期借換資金＞融資枠 60 億円

- ・商工会議所等の指導による経営改善計画の作成等を要件に、既往借入金の借換資金を支援

3. 取扱期間の変更

(1) 延長分

①収益力改善伴走支援型特別資金

②経営改善サポート資金

〔 経営サポート会議の支援により作成した再生計画等に
従って事業再生を行う中小企業者を支援 〕

令和6年6月30日まで延長※

※①及び②の元となる国の保証制度が

令和6年6月30日まで延長されたことによる。

7月以降の国制度の取扱いは未定であるが、

国制度が継続する間は県制度も延長を予定。

3. 取扱期間の変更

(1) 延長分

③経営改善長期借換資金

④新事業展開強化資金

〔 特別の法律に基づく新たな事業や
計画を策定し収益体質の強化に取り組む
中小企業者等を支援 〕

令和7年3月31日まで延長

(2) 終了分

①セーフティネット資金

(新型コロナウイルス感染症対応枠)

→ 新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行したことをふまえ
令和6年3月31日をもって終了

4. 経営者保証に依存しない 融資慣行の確立の取組【国】への対応

①事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）

一定の要件を満たす法人である中小企業者について、
信用保証料率の引上げ（0.25％又は0.45％）を条件として
経営者保証を提供しないことを中小企業者が選択できる国の制度

→令和6年3月15日から施行されており、
県制度融資（全ての資金メニュー）にも自動適用されている

4. 経営者保証に依存しない 融資慣行の確立の取組【国】への対応

②事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（国補助制度）

- ・ 国において、「①横断的制度」を利用する中小企業者について、信用保証料の一部を補助する保証制度（国補助制度）を創設
- ・ 補助期間は令和8年度までの三年間限定、
申込日に応じて、0.05%～0.15%を国が補助

→ この保証制度を活用した
県制度融資「一般資金（経営者保証非提供枠）」を創設し、
令和6年5月1日から取扱を開始 ※資金内容は別紙チラシのとおり